

# 任意団体 信州子どもホスピス実現プロジェクト 規約

## 第1条 名称

名称は、信州子どもホスピス実現プロジェクト とする。

## 第2条 目的

信州子どもホスピス実現プロジェクト の活動を通じて会員相互の親睦と理解を深め、互いの人格向上を図ると共に、終末期の子ども達とその家族が看護師による医療支援を受けながら一緒に過ごすことが出来る場所を提供することを目的とする。

## 第3条 事業

信州子どもホスピス実現プロジェクトは前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

1. 子どもホスピスに関する知識を習得する為に会員相互の情報交換を行う。
2. 一般社団法人 笑顔の花 協賛で、子ども看護を経験した人達との意見交換会を実施する。
3. 子どもホスピスの大きく関わる、地域の小児医療の現状について勉強するために、現職の国会議員や市議会議員を招いた勉強会やヒアリングを実施する。
4. 各種団体・NPO 法人が主催のシンポジウムに参加する。
5. その他、前条の目的達成の為に事業を行う。

## 第4条 入会

会員として入会しようとする者は、代表者に入会の意志を申し入れ、代表者の承認を得るものとする。

## 第5条 会員

会員は本会の目的に賛同し本規約を承認した上で、代表者に入会を申し入れ、代表者が本会にふさわしいと認めた個人とする。

## 第6条 会員の持分

本会の財産は総有に属するものであり、会員が持分の分割請求および払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

## 第7条 会費

会員にたいして、会費は請求しない。

## 第8条 経費の支弁

本会の経費は、クラウドファンディングや募金、外部からの寄付金をもってあてる。

## 第9条 予算

代表は収入及び支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする

## 第10条 事業報告及び決算

代表は適宜の様式で事業報告及び収支報告書を作成し、それぞれに監査を経て総会で過半数の承認を得なければならない。

## 第11条 役員

1、次の役員を置く。

(1) 代表兼会計 1名

(2) 副代表 1名

(3) 監事 2名

2、役員は総会において、互選により、過半数の同意をもって選任する。

3、役員任期は1年とする。

(1) ただし、再任を妨げない。

(2) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

(3) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4、代表は、活動を総括し、会を代表する。

5、副代表は、代表を補佐し、代表に事故等で活動困難な時は、代表が予め指名した順序に従い、その職務を代理する。

6、会計は、出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

7、監事は、会計処理及び資産の状況、業務の執行状況を監査する。

8、監事は、会計処理及び資産の状況又は業務の執行状況について不正の事実を発見したときは、臨時総会の招集を請求し、これを総会に報告することとする。

9、監事は、他の役職及び監査以外の業務を兼任する事はできない。

10、役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

## 第12条 役員会

役員会は、監事を覗く役員をもって構成する。

総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関し議決する。

役員会の決議は過半数の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

## 第13条 総会

- 1、総会は、定時総会及び臨時総会とし次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 定時総会は、事業年度終了後すみやかに開催する。
  - (2) 臨時総会は、代表が必要と認めたときに開催する。
  - (3) 臨時総会は、役員の過半数以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。
  - (4) 臨時総会は、監事から第11条第8項の規定により監事から開催の請求があったときに開催する。
- 2、総会の招集は、代表が行う。
- 3、総会の議長は、代表がこれにあたる。
- 4、会員は総会に於いて各々1箇の表決権を有する。
- 5、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 6、総会は会員の過半数上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。  
但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
- 7、議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8、総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 会員の加入及び除名に関する事項
  - (3) 事業報告及び決算、事業計画及び予算
  - (4) 役員の変更
  - (5) 解散
  - (6) その他必要と認めた事項

#### 第14条 総会の議事録

- 1、総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
- 3、議事録は総会から10年間は議長が保管し、会員からの開示請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

#### 第15条 届出事項の変更

住所、氏名に変更が生じた場合は、ただちに代表に届け出る事とする。

#### 第16条 退会

代表へ退会意思を伝えたことにより退会とする。  
退会は何人も是を妨げてはならない。

#### 第17条 変更

この規約は、総会において過半数以上の承認がなければ変更できない。

#### 第18条 解散

本会の解散については、総会において4分の3以上の承認を得なければならない。

#### 第19条 残余財産の処分

本会の解散時に有する残余財産の処分方法については総会の議決による。

#### 第20条 事業年度及び会計年度

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第21条 設立年月日

本会の設立年月日は、令和2年12月5日とする。

第 22 条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。

長野県松本市庄内 3-8-5

附則

本規約は、令和 2 年 12 月 5 日制定し、即日これを適用する。

**この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明する。**